

10. (1) 通知預金規定

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口5万円以上とします。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) 預金等共通規定第6条第5項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡になったときは預金になりません。不渡となった証券類は、証書と引換えにまたは通帳の当該受入れ記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。ただし、この預金の利率について別の定めをしたときはその定めによるものとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1万円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。
- (2) 解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

以 上